

アナログ規制の点検・見直し (見直し工程表)

令和8年3月
草津市

1. アナログ規制見直しの取組について

【アナログ規制とは】

法律・条例などで規定される、書面や対面などアナログ的な手法を前提とする規制のこと。これらの規制が業務や手続のデジタル化を阻害する要因となっている。

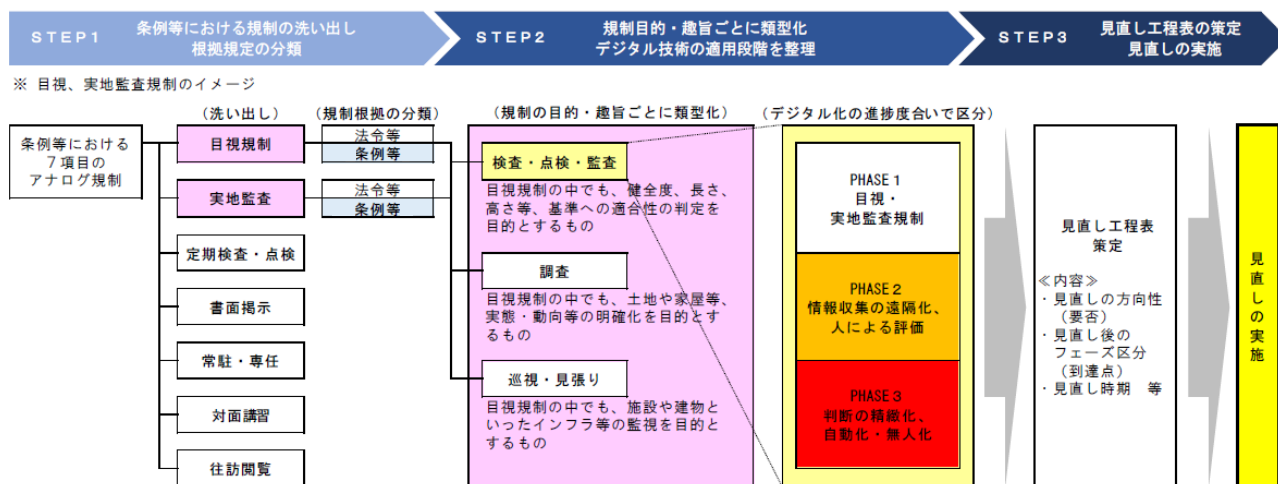
【点検・見直しの目的】

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、本市独自のアナログ規制についても国が定めるデジタル原則に照らして見直すことにより、市全体のデジタル化を推進することを目的とし、行政コストの削減、現場の人手不足解消や生産性の向上を図るとともに行政サービスの向上を目指す。

【点検・見直しの進め方】

- (1) 対象となる規制の洗い出し 条例等において代表的な7項目のアナログ規制等に該当する規制を洗い出す。※1
- (2) 規制根拠の分類 洗い出した規制について、それぞれの規制の制定根拠（法令等or条例等に基づくものか）を分類する。
- (3) 規制の類型化・フェーズの区分 規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上でデジタル技術が適用される段階を3つに区分
- (4) 見直し工程表の策定 上記の現状把握を行ったうえで、見直し工程表を策定する。
- (5) 見直しの実施 見直し工程表に基づき、見直しを実施する。

※1 草津市では代表的な7項目の規制に加え、国が対象とするフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制についても見直しを行う。



【STEP1】

条例等において代表的な7項目のアナログ規制等に該当する規制を洗い出し、規制の根拠（法令等、条例等）を分類

【STEP2】

規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上でデジタル技術が適用される段階を3つに区分

【STEP3】

以上をふまえて、見直し工程表を策定し、類型・フェーズごとに見直しを実施

2. 点検・見直しの対象

以下の代表的な7つの規制項目が条例等（条例、規則、公告、訓令、規程、要綱、要領等）で定められている場合およびフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の点検・見直しを行った。

規制項目	内容	例
目視規制	現地に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める基準に適合しているかを目視によって判定することを求めている規制	・職員が目視で確認する
実地監査規制	現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める基準に適合しているかを書類・建物等の確認による判定を求めている規制	・現地で監査する ・事務所への実地監査
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める基準に適合しているかを一定の期間に一定の頻度で判定することなどを求めている規制	・四半期ごとに点検 ・年1回の定期点検
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任に当たることを求めている規制	・専任者を常駐 ・施設に専任配置
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制	・対面で講習
書面掲示規制	公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制	・告示板に掲示
往訪閲覧・縦覧規制	公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制	・窓口で閲覧 ・縦覧は来庁のみ
フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制	申請などの行政手続や民間手続、文書の作成・保存などにおいて、「フレキシブルディスク」「磁気テープ」等、個別（具体）の記録媒体の使用を定めている規定	・保存媒体を具体的に決めている

3. 洗い出しと見直し分類

○ アナログ規制対象件数：663件

〈見直しの検討結果〉

規制項目	総計	a. 要見直し ※1	b. 見直し不要 ※2	c. 見直し否 ※3	d. 継続検討 ※4
①目視	102	3	27	72	0
②実地監査	9	0	4	5	0
③定期検査・点検	161	6	107	48	0
④常駐・専任	73	0	41	32	0
⑤対面講習	106	8	84	14	0
⑥書面掲示	54	6	17	21	10
⑦往訪閲覧・縦覧	138	24	32	23	59
⑧FD等の記録媒体	20	6	14	0	0
総計	663	53	326	215	69

※1 要見直し

→デジタル手段の導入などを進めていくもの。

※2 見直し不要

→現段階でアナログ的な手段に限定されていないもの。

※3 見直し否

→実物・現物の確認が必須など、現状においてアナログ手段による実施が必要であると考えられるもの。

※4 継続検討

→デジタル技術の進展等を注視しながら、デジタル化に向けて検討していくもの。

4. 見直しの具体例

目視規制

◆会計検査

⇒令和10年度見直し完了予定

草津市会計規則

【見直し前】

会計検査は、次に掲げるものに対して書面または実地で行うものとする。

【見直し後】

電子データによる資料提出やリモート検査など、検査方法について、デジタル技術の活用を可能とすることを検討する。

定期検査・点検

◆建築設備等の定期報告

⇒令和10年度見直し完了予定

草津市建築基準法等施行細則

【見直し前】

市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。この条の規定により提出する書類および図書は、正本および副本とする。

【見直し後】

定期性については、法令において定められており、変更はできない。なお現在は慣例上、紙での提出としているが、条文ではデジタル化を妨げていないことから、今後はオンラインによる受付に向けて運用の変更を検討する。

対面講習規制

◆統計調査員への研修

⇒令和10年度見直し完了予定

草津市統計調査員登録制度実施要綱

【見直し前】

統計調査の円滑な実施を図るため、研修会等を開催するものとする。

【見直し後】

オンライン会議システム等のデジタル技術の活用など運用の変更を検討する。

4. 見直しの具体例

書面掲示規制

◆公示送達

⇒令和8年度見直し完了予定

草津市税条例

【見直し前】

公示送達は掲示場に掲示して行なうものとする。

【見直し後】

市ホームページ上での閲覧できるよう運用の変更を行う。

往訪閲覧・縦覧規制

◆市長の資産の報告書の閲覧

⇒令和9年度見直し完了予定

草津市長の資産等公開に関する条例施行規則

【見直し前】

報告書の閲覧は、草津市長が指定する場所

【見直し後】

市ホームページ上で閲覧もできるよう運用の変更を行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に規定があるため、条文の改正は不要である。

フロッピーディスク 等の記録媒体

◆防犯カメラの記録媒体

⇒令和8年度見直し完了予定

草津市道における防犯カメラの設置および運用に関する要綱

【見直し前】

画像は、管理責任者が画像サーバのハードディスクで保管するものとする。

【見直し後】

媒体を特定せず、「電磁的記録媒体」の文に条文を改正する。

5. 今後の対応方針（案）

(1) 「要見直し」（53件）

⇒現場の実態等を踏まえ、見直し内容を精査しつつ、所管部局において着実に見直しを行う。

（※別紙「アナログ規制の点検・見直し工程表」のとおり。）

(2) 「継続検討」（69件）

⇒今後のデジタル技術の進展や国等の動向を注視しつつ、所管部局において継続して検討を行う。

○今後のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度	見直しの実施											
			● フォローアップ					● 条例改正				● 進捗確認
令和9年度	見直しの実施											
			● フォローアップ					● 条例改正				● 進捗確認
令和10年度	見直しの実施											
			● フォローアップ					● 条例改正				● 総括

※条例改正の時期は目安であり、見直しの進捗に合わせて実施することとする。 6